

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2945号)

令和4年7月22日

横情審答申第2945号

令和4年7月22日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和2年6月15日戸福第609号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 特定地域ケアプラザという公共の施設が、管理組合が部屋の使用ができないとする規定を証する文書すべて。（特定マンション管理組合）」及び「(2) 上記の管理組合が登録された団体であるか否かを証することができる文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 特定地域ケアプラザという公共の施設が、管理組合が部屋の使用ができないとする規定を証する文書すべて。(特定マンション管理組合)」及び「(2) 上記の管理組合が登録された団体であるか否かを証することができる文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1) 特定地域ケアプラザという公共の施設が、管理組合が部屋の使用ができないとする規定を証する文書すべて。(特定マンション管理組合)」及び「(2) 上記の管理組合が登録された団体であるか否かを証することができる文書」(これらを総称して、以下「本件審査請求文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和2年4月13日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) マンション等の管理組合という団体の性質をもって施設の利用を制限する根拠はないことから、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していない。
- (2) 利用団体の登録等に必要の申込書の提出先は地域ケアプラザであり、申込書類の保管・管理は当該地域ケアプラザで行うこととしているから、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 原決定を取消し、処分庁は請求文書を公開する。
- (2) 処分庁は、「団体の性質をもって施設の利用制限をする根拠がないから」との非公開理由を主張するが、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第2項、第3

項において「正当な理由」があるときは、利用制限できると規定している法令根拠に照らし、著しい虚偽であるとともに、福祉以外の利用者、休眠3年以上の団体登録者の利用制限、料金差別を、特定地域ケアプラザで行っている。

処分庁は、「利用」に関し、「不可・可」で制限している事実を秘匿し、著しく偽り、公開を妨害している。

処分庁が前記の団体の性質により利用制限を行っている規定、事例の文書及び「不可・可」で利用を制限している事実の存在を証す証拠があるから著しい虚偽があるとともに、団体名を著しく偽った存在と使用を示す文書があるので、行政上の取得文書もある。

したがって、原決定を取消すべき法律根拠と取得文書、公開条例に違反した虚偽事実があるので、公開すべきである。

- (3) 実施機関の担当職員が、指定管理団体に特定地域ケアプラザの業務委託の管理料を横浜市が支払った事実を認めているのであるから、管理業務で作成された文書の所有権を有しており、所有権の移転（取得）があった事実がありながら、この法律根拠に違反した主張をしている。

横浜市が取得した所有権のある公開請求対象の文書が特定地域ケアプラザにあっても有償寄託で管理されているのであるから、横浜市が「承諾」することで、同寄託文書を公開することができる。この点、裁判所でも同じであるから公開すべき取得文書に当たる。

5 審査会の判断

- (1) 地域ケアプラザの管理運営に係る業務について

横浜市では、福祉サービス・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するため、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として市民の利用に供するため、横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）に基づいて地域ケアプラザを設置している。また、地域ケアプラザの管理運営に係る業務は、同条例第4条第1項に基づき、同法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができ、特定地域ケアプラザについても、特定社会福祉法人が指定管理者として管理運営に係る業務を行っている。

- (2) 地域ケアプラザの利用について

地域ケアプラザの事業は、横浜市地域ケアプラザ条例第2条第1項に規定されている。そして、同項第1号では、地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれ

らの活動の交流（以下「福祉保健活動等」という。）のために地域ケアプラザの施設を提供できることを規定しており、地域住民等は、地域ケアプラザの施設を福祉保健活動等のために利用することができる。

この点、福祉保健活動等のために地域ケアプラザの施設を利用しようとする団体は、横浜市地域ケアプラザ施設使用及び目的外使用に関する要綱（平成17年5月31日福福第115号。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、当該地域ケアプラザの指定管理者に対して横浜市地域ケアプラザ施設利用申込書（以下「利用申込書」という。）を提出し、利用許可を受ける必要がある。また、福祉保健活動等のための利用以外に、地域ケアプラザの施設は、地方自治法第238条の4第7項の規定による許可（以下「目的外使用許可」という。）を受けて利用することもできる。この場合は、要綱第12条の規定に基づき、横浜市長に対して目的外使用許可申請書を提出し、目的外使用許可を受ける必要がある。

また、地域ケアプラザの施設を利用しようとする団体の名称、利用目的等を指定管理者が把握して利用許可の手続を速やかに行うため、要綱第6条第1項本文では、地域ケアプラザの施設を利用しようとする団体は、あらかじめ利用団体登録を行うことを規定している。利用団体登録を行う団体は、同条第2項に基づき、横浜市地域ケアプラザ利用団体登録申込書（以下「登録申込書」という。）を当該地域ケアプラザの指定管理者に提出する。登録申込書の提出を受けた地域ケアプラザの所長は、登録が適当と認められる場合には、当該団体を利用登録団体一覧に記載することで利用団体として登録する。また、同条第3項では、当該所長は、登録した団体に横浜市地域ケアプラザ利用団体登録書（以下「登録書」という。）を交付しなければならないことを規定している。

なお、利用団体登録を行っていない団体であっても、地域ケアプラザの施設を利用することが可能である（要綱第6条第1項ただし書）。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、①特定マンション管理組合を含むマンションの管理組合等の団体が、特定地域ケアプラザの施設を利用できないことを定めた規定があることが分かる文書（以下「利用禁止規定記載文書」という。）及び②特定マンション管理組合が特定地域ケアプラザに利用団体として登録されているか否かが分かる文書（以下「利用団体登録確認文書」という。）と解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 利用禁止規定記載文書の不存在について

a 地域ケアプラザは、横浜市が横浜市地域ケアプラザ条例に基づいて設置した施設であるから、地域ケアプラザの施設の利用は同条例に基づいて行われるところ、同条例には、マンションの管理組合等の団体の性質によって地域ケアプラザの施設の利用ができないことを定めた規定がない。このため、要綱等でも、そのような規定は定めていない。

b 実施機関では、地域ケアプラザの指定管理者向けに横浜市地域ケアプラザ利用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成しており、マニュアルには、地域ケアプラザの施設の貸出に係る留意点、利用団体登録が行われた場合の登録の方法、利用許可に係る手続等が記載されている。このうち、登録の方法については、利用団体登録を行う団体を活動目的によって「福祉保健活動団体【団体Ⅰ】」等の五つの区分に分けて扱うことが示されており、「目的外使用団体【団体Ⅲ】」という区分の団体の例示として「マンションの管理組合等の地域団体」が挙げられている。このことから、実施機関は、マンションの管理組合等の団体の性質によって地域ケアプラザの施設の利用ができないことを定めていないことは明らかである。

なお、目的外使用団体とは、福祉保健活動等を行う団体ではないが、主に目的外使用許可を受けることで地域ケアプラザの施設を利用することが想定されている団体である。

c したがって、マンションの管理組合等の団体の性質によって、地域ケアプラザの施設の利用ができないといった規定はないのであるから、利用禁止規定記載文書は存在しない。

(イ) 利用団体登録確認文書の不存在について

a 登録申込書の提出を受け、利用団体としての登録の適否を判断し、利用登録団体一覧の管理を行うのは指定管理者である。

b 指定管理者からは、実施機関と指定管理者との間で締結する基本協定に基づいて、地域ケアプラザの管理運営状況について報告を受けている。しかし、当該報告においては、登録を受けている利用団体数の報告を求めているが、

実際に登録をしている利用団体の名称については報告を求めている。

- c また、要綱第6条第1項に規定する利用団体登録は、利用申込書に記載された活動内容が登録書に記載された団体区分に係る活動内容の範囲内のものであれば福祉保健活動等のための利用であるとして、指定管理者における利用許可に係る活動目的の確認の手続を速やかに進めるためのものである。

このため、実施機関は、地域ケアプラザを利用する団体が利用団体として登録されているかを知る必要がないから、指定管理者や利用団体として登録された団体に対して、利用団体登録に係る情報を求めることはない。

- d したがって、地域ケアプラザにおいて利用団体として登録されている団体の名称が分かる文書を作成し、又は取得していないから、実施機関には、利用団体登録確認文書は存在しない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 利用禁止規定記載文書の不存在について

- a 当審査会が横浜市地域ケアプラザ条例を確認したところ、マンションの管理組合等の団体が、特定地域ケアプラザの施設を利用できないことを定めた規定はなかった。
- b また、当審査会がマニュアルを見分したところ、利用団体登録を行う団体の区分が【団体Ⅰ】から【団体Ⅴ】までの五つであること、そのうち「目的外使用団体【団体Ⅲ】」の例示として「マンションの管理組合等の地域団体」が挙げられていること、当該区分ごとに施設の利用手続の流れが表形式でまとめられており、その中に「目的外使用団体【団体Ⅲ】」に係る施設の利用手続の流れも記載されていることが認められた。
- c これらの条例の規定やマニュアルの記載内容からすると、実施機関の説明は、不自然、不合理なものではない。また、利用禁止規定記載文書の存在を推認させる事情は認められない。

(イ) 利用団体登録確認文書の不存在について

- a 当審査会で要綱を見分したところ、要綱第6条では、登録申込書は地域ケアプラザに提出するものとされていること（同条第2項）、地域ケアプラザ所長は登録が適当と認める場合に登録書を交付すること（同条第3項）、地域ケアプラザ所長は団体登録の抹消手続があった場合等に登録を抹消すること（同条第6項）を規定していることが認められた。

b 当審査会でマニュアルを見分したところ、団体の新規登録に係る決裁区分は、指定管理者の地域ケアプラザ所長となっており、団体登録の判断フロー図では、実施機関の判断を求めたり、実施機関に書類を提出したりする項目はないことが認められた。

c また、地域ケアプラザの管理運営状況について、具体的な報告事項を実施機関に確認したところ、利用団体登録を受けた団体については、地域活動交流事業等報告という様式で報告を受けているとのことであった。

当審査会で同様式を見分したところ、利用団体登録を受けた団体について、【団体Ⅰ】から【団体Ⅴ】までのそれぞれの区分に係る団体数及びそれらの総合計数を四半期ごとに記載する欄が設けられているが、登録を受けた団体の名称を記載する欄は設けられていないことが認められた。

d これらの要綱等の記載からすると、実施機関の説明は、不自然、不合理なものではない。また、利用団体登録確認文書の存在を推認させる事情は認められない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 6 月 15 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 7 月 13 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 2 月 22 日 (第412回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 3 月 9 日 (第413回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 3 月 23 日 (第414回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 4 月 8 日 (第415回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 4 月 27 日 (第416回第二部会)	・ 審議